

被保険者各位

大阪ガス健康保険組合

**【情報提供】2021年3月以降交付の健康保険証に「枝番」が追加されます**


平素は健康保険組合の運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

2021年3月より、医療機関などで健康保険の資格情報がオンラインで確認できる、国の「オンライン資格確認システム」が導入される予定です。現在ご使用中の健康保険証の記号・番号は世帯内で同一であり、個人単位の識別のため、2021年3月1日以降交付分（新規取得、扶養家族追加、再発行など）からの健康保険証には、「枝番」（個人を識別する2桁の番号）が追加されます。

現在お手持ちの「枝番」のない健康保険証は、そのままお使いいただけます。  
一斉更新はいたしません。

## &lt;枝番追加のポイント&gt;

- ・健康保険証の番号の右上に「枝番」として2桁の番号を追加（2桁番号はランダムに付与）
- ・現在お手持ちの枝番がない保険証でも生年月日・氏名等で資格の確認をするため引き続き使用可能

健康保険 被保険者証	本人 (被保険者)	令和 3年 3月 1日交付	(枝番) 15
	記号 2 伊 伊	番号 3000007	
	氏名 北区 一郎		
	性別 男		
	生年月日 平成 6年 4月 4日		
	資格取得年月日 令和 2年 7月 1日		

## &lt;オンライン資格確認とは&gt;

- ・医療機関や薬局でマイナンバーカードのICチップ、もしくは保険証の記号番号で、当組合における資格情報（氏名、生年月日、性別、保険者名、資格取得・喪失日、窓口の負担割合など）を確認する仕組み
- ・医療機関の事務手続きがスムーズになり、窓口で自己負担限度額を超えた分の支払いが不要になる。

【ご参考】2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用可能な医療機関・薬局については、今後厚生労働省ホームページで公表予定です。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルから事前に手続きが必要です。

① 医療費が高額になったとき、「限度額適用認定証」がなくても高額療養費制度の限度額までの負担に。  
(自治体独自の医療費助成については別途持参要)

② マイナポータルで特定健診の結果や薬剤の情報を確認。本人の同意により医師等と情報を共有。

③ マイナポータルで医療費の情報を確認。医療費控除の手続きが簡単に。

④ 転職など健康保険証がかわるとき、新保険証の発行を待たずに受診。(保険加入・資格喪失の手続必要)

上記項目は全て予定の内容であり、開始予定時期はそれぞれ異なります。詳細につきましては厚生労働省ホームページをご確認ください。

※事業主から健康保険組合への届出（資格情報、マイナンバー含）の未提出期間、健康保険組合からの情報更新等の時期、未対応の医療機関窓口など、マイナンバーカードが保険証として使用できない場合があります。